

所員の種類

(更新日：2025年10月)

義塾人事発令	所属	種類	説明	常勤/ 非常勤	義塾職位（注3）	KGRI所員区分	人事委員会 (センターのみ)	運営会議	大学評議会	備考
有	他学部等	専任教員・特任教員・研究員	既に本大学に所属し研究を職務とする教員。 各学部・研究科等による手続きが必要。 ※名誉教授、講師（非常勤）は対象外	常勤	教授（特任教授）	上席兼担所員	－	○（注2）	－	・各部門への委嘱は行いません（KGRIセンターへの参画は業務ではなく、各研究者の研究活動の延長となります）
					准教授（特任准教授） 専任講師（特任講師） 助教（特任助教） 研究員	兼担所員				
		特任教員・研究員・訪問学者等		非常勤	教授（特任教授）	上席客員所員				・2025年度より兼担所員→客員所員に変更 ・各部門への委嘱は行いませんが、本務先の委嘱要否を別途ご確認ください。 ただし、原則として兼業依頼は行いません。
					准教授（特任准教授） 講師（特任講師） 助教（特任助教） 医学部共同研究員 研究員	客員所員				
	KGRI	特任教員・研究員（任用）	<特任教員> 「慶應義塾有期契約教員就業規則」および「慶應義塾有期契約教員に関する細則」に基づく。常勤、非常勤がある。 <研究員> 「慶應義塾有期契約教員就業規則」および「慶應義塾有期契約教員に関する細則」に基づく。以下の3分類があり、常勤、非常勤がある。 (ア) P D 博士学位取得者（相当者） (イ) R A 後期博士課程在籍者（相当者） (ウ) M C 修士・専門職学位課程在籍者（相当者）	常勤	教授（特任教授）	上席本務所員	○（注1）	○	○	
					准教授（特任准教授） 専任講師（特任講師） 助教（特任助教） 研究員	本務所員				
				非常勤	教授（特任教授）	上席客員所員				
					准教授（特任准教授） 専任講師（特任講師） 助教（特任助教） 研究員	客員所員				
		訪問学者（職位付与）	雇用ではない。 「訪問学者に対する職位規程」に基づく。給与は原則支給しないが、講演など特定の業務に謝金を払うことは可能。 実際に義塾を訪問し（オンライン不可）、研究活動を実施することを想定	－	訪問教授	上席客員所員				
					訪問准教授 訪問講師 訪問助教 訪問研究員	客員所員				
無	KGRI	共同研究員（職位付与） （2025年度末で廃止）	センターのプロジェクトの企画、提案、実施推進、その他センターの目的達成のためにセンターが学外から受け入れる者。本大学大学院後期博士課程（博士課程）に在籍する学生も含めることができる。雇用ではないため、義塾から給与の支払はない。 講演など特定の業務に謝金を払うことは可能。	－	名誉教授 他機関教授相当	上席客員所員	○	○	－	・人事発令はありません。義塾名義の雇用証明書等の発行はできませんが、KGRI名義の共同研究員の職位付与証明は可能です。 ・「慶應義塾大学○○センター所員（KGRI共同研究員）」を名乗ることが可能です。 ・keio.jpの発行は不可。メディアセンターの利用は別途ご相談ください。
					講師（非常勤） 他機関教授相当以外	客員所員				
		連携所員 （2026年度より新設）	センターまたはプロジェクトの企画、提案、実施推進、その他目的達成のために必要な本大学外の者。本大学大学院後期博士課程（博士課程）に在籍する学生も含めることができる。雇用ではないため、義塾から給与の支払はない。 講演など特定の業務に謝金を払うことは可能。	－	名誉教授 他機関教授相当	上席連携所員	－	○	－	・人事発令はありません。 ・委嘱状及び兼業依頼状の発行はしていません。 ・「慶應義塾大学○○センター連携所員」を名乗ることが可能です。 ・keio.jpの発行は不可。メディアセンターの利用は別途ご相談ください。
					講師（非常勤） 他機関教授相当以外	連携所員				

(注1) 教授、准教授の審査時は、拡大人事委員2名を加えて審議する
(注2) 「センター・プロジェクト運営に関わる変更申請書」による申請
(注3) 共同研究員、連携所員については他機関職位